

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年九月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

		第一〇五号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		平成三十年九月 二十一日	指定の年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字藤久保 二十五番一の一部及び 二十五番一の先 埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字伊勢原 六十四番一、 六十四番二、 六十四番二、		埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字藤久保 二十五番一、 二十五番三の各一部	指定に係る道路の位置
七百十・二		二百十・七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
十二・〇〇		十二・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

		指定番号
		指定に係る道路の種類
		指定の年月日
<p>埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字藤久保 二十五番一、 二十五番三の各一部及び 二十五番一、 二十五番三の各先</p>	<p>埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷字柳戸 七十九番一、 七十九番三の各一部及び 七十九番一、 七十九番三の各先</p>	指定に係る道路の位置
二百五十九・五		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
一〇・五〇		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字藤久保 二十五番三、 二十五番四の各一部及び 二十五番四の各先	指定に係る道路の位置
三百八十三・一	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
一〇・二五	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)